

# 1 ケアマネインセンティブ事業

## 事業の狙い・背景

- ◆ 介護サービス全体として利用者の「状態維持・改善」が求められており、居宅介護支援（ケアマネ）事業所でも利用者の状態像を見極め、その人により適したケアマネジメントの実施が必要となっている。
- ◆ そのためには幅広い専門職と連携して、さまざまな視点から利用者の状態像を把握できることが望ましい。
  - ➔ 国は医療職との連携には加算制度を創設しているが、その他専門職との連携については未対応。



市はこの状況を改善するために令和6年度から本事業を開始。事業結果を元に国と制度創設を協議する。

## 事業内容

- ◆ **市が事業所に無償で派遣する専門職（※）がケアマネジャーと利用者宅に同行訪問して実際に利用者の状態像を確認し、ケアマネジャーに対して利用者の「状態維持・改善」に繋がる助言を行う。**

（※）専門職 … 作業療法士・理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士

### 専門職との連携イメージ

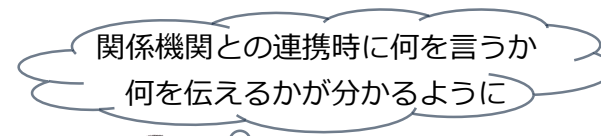


専門職



利用者

利用者像を通じた専門職からの助言



関係機関との連携時に何を言うか  
何を伝えるかが分かるように



ケアマネジャー

- ・ 利用者宅に同行訪問し、状態像を把握
- ・ ケアマネジャーへ「状態維持・改善」に繋がる助言

- ・ 助言内容を全利用者のケアに生かせる
- ・ 日常のケアにリハビリ・口腔・栄養の視点が備わる

- ◆ 事業所は利用者のBI（バーセルインデックス）を年2回測定して状態変化を把握するとともに、市が派遣する専門職との同行訪問や、事業期間中の取り組みを示す調査票の提出を行う。
- ◆ 年度末には**利用者の状態を実際に維持・改善させた事業所を表彰し、特に改善度合いの高かった上位10事業所には市長からの表彰状と奨励金（10万円）を交付する。**

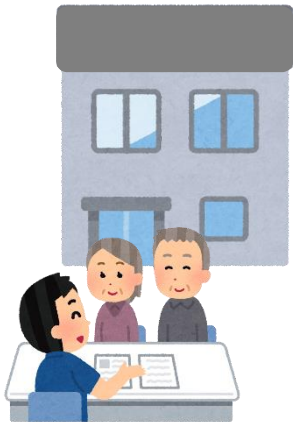
# 2 ケアマネインセンティブ事業

## 事業の流れ

- ◆ 参加事業所は、①専門職と同行訪問し、②市が設定した「評価指標」（要支援者の受け入れなど）を一定以上達成することで**指標達成事業所**となり、市から**表彰状**が授与されます。
- ◆ さらにその中で、利用者の状態が維持・改善した度合いの高い上位10事業所には**市長からの表彰**に加えて、**奨励金（10万円）**が交付されます。

### 5月 参加申込み

- 4月初め頃に市から案内文が届きます。
- 参加事業所は最大20事業所です。



### 6月-12月 専門職との同行訪問

- 市が派遣する専門職と利用者に同行訪問します。
- 訪問回数はリハビリ・口腔・栄養の3専門職と各2回（計6回）です。
- 訪問する利用者は事業所が利用者の中から選びます。

### 1月 調査票Ⅰ提出

- 利用者の受け入れ状況などを市に報告します。
- 市はこの報告とレセプト情報などから、評価指標の達成状況を確認し、**指標達成事業所**を選定します。

### 6月 BI調査①

- 全利用者のBI（バーセルインデックス）を測定します。

### 12月 BI調査②

- 6月に測定した利用者のBIを再度測定します。

### 1月 調査票Ⅱ提出

- 利用者の在宅期間を市に報告します。
- 市は指標達成事業所の中からBI調査や利用者の在宅期間を評価し、**表彰事業所**を選定します。

### 指標達成事業所

郵送

表彰状



#### 評価指標

- 1 外部研修への参加状況
- 2 要支援者の受け入れ
- 3 認知症高齢者の受け入れ
- 4 困難ケースの受け入れ
- 5 幅広い事業所との連携
- 6 インフォーマルサービスの導入

### 表彰事業所

市長から授与

表彰状



奨励金

- 1位～10位  
…10万円